

令和4年(ネ)第1893号 各損害賠償等、同反訴請求控訴事件

控訴人兼被控訴人(一審原告) 部落解放同盟外 234名

控訴人兼被控訴人(一審原告) 示現舎合同会社外 2名

控訴審準備書面7

(一審原告らが裁判所に部落民と認めさせようとしていることについて)

令和5年1月20日

東京高等裁判所第16民事部二係御中

控訴人兼被控訴人(一審被告)	示現舎合同会社
上記代表者代表社員	宮部 龍彦
控訴人兼被控訴人(一審被告)	宮部 龍彦
控訴人兼被控訴人(一審被告)	三品 純

一審原告らが提出した本件事実実験公正証書(甲344, 490, 491)を証拠として認めることは、結果的に被差別身分を司法が復活させるという重大な結果を生じさせることから、特に意見を述べる。

第1 本件事実実験公正証書は被差別身分を認定するものである

一審原告らは、追加で事実実験公正証書(甲491)を提出しているが、これは原審で提出された事実実験公正証書(甲344)と矛盾しており、一審被告準備書面5で説明したのと同様の問題を抱えている。

それだけでなく、一審原告らが本件事実実験公正証書により自らを「被差別部落出身者」と裁判所に認定させることを目的としている、強い疑いがある。

仮にそうでないとしても、本件事実実験公正証書を有効な証拠として裁判所

が認め、それを基礎とした判決が確定すれば、結果的に公証人が被差別身分を認定する制度、つまりは身分制度を確立させることになる。

公証人法第 3 条には「公証人ハ正当ノ理由アルニ非サレハ囑託ヲ拒ムコトヲ得ス」とあるため、同様の事実実験公正証書の作成が、本件や一審原告らに留まることはなく、本件と同様に部落の地名に関連して何らかの利害が関わる事案があれば、公証人は同様の事実実験公正証書の作成を拒むことができなくなる。

本件事実実験公正証書を作成した理由は、本件事実実験公正証書自体に書かれている通り、住所、本籍を示す資料を一審原告らが提出すると一審被告らに公表される可能性があるというのが理由であるが、一審被告らは閲覧制限された書面を公表することはしていない。

また、一審原告らの住所は訴状の別紙に記載されているし、本籍が住所以上に秘匿されるべきものとも考えづらい。住民票や戸籍謄本そのものを出したくないのであれば、公証人が住所地や本籍地だけ転記したものを列挙すれば足りるはずである。

そうであるのに、本件事実実験公正証書にある通り「自ら又は近親者が被差別部落の出身者」であるとわざわざ記載する必要性がない。あえて公正証書に「被差別部落の出身者」という文言を入れているのは、被差別部落出身と公的に認めさせることを目的の1つとしているからである。

たとえ本人が望んだとしても、誰かを「被差別部落の出身者」と認定することは、明治 4 年 8 月 28 日太政官布告第 449 号「穢多非人等之称被廢候条、自今身分職業共平民同様タルヘキ事」と、憲法 14 条各号に違反するものであるから、本件事実実験公正証書は公証人法第 26 条により作成してはならないものである。

もし、本件事実実験公正証書が法律上の権利関係を証明する証拠として判決の基礎となれば、公証人が被差別身分を認定する制度を裁判所が作り出すことになり、身分制の否定という近代社会の根幹を破壊することになる。

第2 判決確定後、本件事実実験公正証書が悪用される蓋然性が高い

判決確定後に、一審原告らが、裁判所によって「被差別部落出身者」と認められたと宣伝する可能性が極めて高い。

これは荒唐無稽なことではなく、属人的な同和行政が行われたことは事実であり、その際に、原告部落解放同盟が対象者を「被差別部落出身者」ないし「同和地区出身者」と認定する役割をしていたのは事実である(乙 167 の、部落解放同盟から横須賀市に提出された、支部員が部落出身者であるとする確認書が強力な実例である)。これは法律上明確な根拠はなく言わばグレーゾーンで行われてきたことであるが、もし本件事実実験公正証書が判決の基礎として使われるのであれば、一審原告らは「被差別部落出身者」の認定について裁判所の正式なお墨付きが得られたと主張する可能性が高い。言い換えれば、解放同盟が作成した私的な文書に過ぎなかった乙 167 が、公証人が作成し、裁判所が有効性を認めた文書にアップグレードされるのである。

現に、法律の枠外で、「被差別部落出身者」を称する者に対して、税務上の優遇がされているか、少なくとも多くの者が受けようとしていた事実がある。

2000 年以前の裁判例を掲載しているウェブサイト「大判例」で「解放同盟」「脱税」で検索すると 57 件(乙 809 の 1)、「同和」「脱税」で検索すると約 241 件もの裁判例がヒットする(乙 809 の 2)。一部を抽出して内容を見ると次のようなものがある。

乙 810… 部落解放同盟京都府連合会東三条支部と「解同京都府企業連合会(京企連)」所属の井上悠が「京企連を通じて申告すれば、税金は半分位で

すむ」と言って、京滋ヤクルト販売株式会社専務取締役古川義信から相続税 11 億 4485 万 4700 円の脱税仲介を請け負い、東三条支部副支部長兼京企連東三条支部企業対策部長の坂井清二と三条支部所属の青木康と共謀して 10 億 8469 万 8900 円を脱税した事例。

乙 811… 大分県部落解放企業連合会会長の藤田軍太が、同連合会会員以外の者の脱税を仲介する対価として 1530 万円を詐取し、自身も 7 億 2255 万 3100 円を脱税した事例。弁護人は、全県の所轄国税局解放同盟支部との間で、部落出身者の企業を優遇する合意がされていることを主張している。

乙 812… 会社員小畑一夫が「あなたは同和を知っていますか。同和は昔から迫害されて惨めな思いをさせられてきたので、その償いをするため、国が時限立法で保護している。我々には普通の人にはできないような交渉ができる。とにかくやってみましょう。」と言って、藤井章夫から相続税の脱税の仲介を受け、全日本同和会等の保守系同和団体の関係者に引き合わせ、最終的に 1 億 1793 万 3900 円を脱税させた事例。

「解放同盟」「脱税」「同和」「脱税」に関する膨大な裁判例の大体の内容は、解放同盟が税務当局と「被差別部落出身者」が経営する企業等に対して特別な扱いをする旨の文書を交わし、優遇の対価として企業等から金銭を受け取っていたというものである。判例集に載っているだけでも、相当な数があるのだから、実際にこのような行為が蔓延していたと見るべきである。

これらは法律の枠外で行われていたものであり、国税庁がその後何らかの表明もしていない。また、「部落解放京都府企業連合会」等の脱税の窓口になっていたとされる団体が現存しており(乙 813)、常識的に考えれば税務上何の利点もないのであれば、このような団体は存続し得ないはずである。従って、同和对策事業関係法が失効した現在に至っても、前述のような、あるいはそれに

近い実態がなくなったと言うことはできない。

原判決が事実上「被差別部落出身者」を認定し、法律の枠外で特別な扱いをしたという事実は重いものである。このような司法判断を引き合いに出されたら、民間の企業の従業員や、地方公共団体等の職員が、「被差別部落出身者」を理由とした不当な要求に対して公平・公正な対応をすることは難しい。

従って、本件事実実験公正証書が有効と認められると、同様の公正証書が前述の裁判例にあるような事件と同様の行為に悪用される可能性が極めて高い。

以上